

付録1 施策一覧

第1章 特許における取組

1 審査の迅速性を堅持するための取組

(1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図っている。

- ◆ 2021年度は、先行技術文献調査の総件数13.4万件のうち、10.0万件で英語特許文献検索、2.5万件で中韓語特許文献検索、3.3千件で独語特許文献検索を実施。
- ◆ 登録調査機関の数は、2022年4月1日現在9機関。うち4機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/saku/toroku/touroku_chouusa.html

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/saku/toroku/tokutei_toroku_202102.html

(2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う審査。

- ◆ 2021年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- ◆ 2021年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.7か月。
- ◆ 2021年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.8か月（DO出願については、平均1.4か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so ki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so ki/super_souki.html

(3) 特許審査着手見通し時期の提供

特許庁ウェブサイトを通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手出願（公開前の出願を除く）の着手見通し時期リストを提供。

特許審査着手見通し時期照会について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html

2 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

- ◆品質保証の取組として、審査官同士の協議（2021年度は約2万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- ◆品質検証の取組として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。
- ◆品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、2021年度の品質管理の実施体制・実施状況についての評価を受けた。

(2) 情報提供制度

特許出願に係る発明が新規性・進歩性・記載要件などの要件を満たさないことについて、情報提供を広く受け付ける制度（特許法施行規則第13条の2、3）。

- ◆2021年の実績は、1-5-4図を参照。

情報提供制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/jo-hotekyo/index.html>

(3) 審査基準等に関する取組

AIやIoTをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを行っている。

- ◆産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会第16回審査基準専門委員会ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、マルチマルクレームの制限に関する審査基準の改訂を行った。

「マルチマルクレーム制限に関する審査基準」の改訂について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/multichecker_shinsa.html

(4) 先行技術文献調査のための基盤整備

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

基盤整備の一環としてFIの優れた分類項目を国際特許分類（IPC）化することなどを目的に、IPC改正の提案について積極的に議論を行っている。また、実験的にAI技術等も駆使して、外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与することで、日本及び外国の特許文献を、共通の特許分類を用いて、一括でサーチ可能としている。

- ◆2021年度は、約200メイングループのFI分類表を改正し、約40テーマのFタームメンテナンスを実施。

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

(5) AI関連発明の審査に関する取組

AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために2021年1月に発足された「AI審査支援チーム」は、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携。また、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を実施。

- ◆2021年度、同支援チームに所属するAI担当官は、審査官からの相談対応等に加えて、審査官向けの研修を実施。

AI関連発明に関する審査環境の整備について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/se-saku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

(6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- ◆ 2021年は、全1,689件を実施（うち、オンライン面接1,423件、出張面接13件）。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

(7) 事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- ◆ 2021年は、13件実施（うち、対象とされた特許出願は122件、意匠登録出願は4件、商標登録出願は4件）。

事業戦略対応まとめ審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

3 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 特許審査ハイウェイ（PPH）

第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- ◆ 2022年4月現在55庁でPPHを実施。我が国特許庁は45庁とPPHを実施。
- ◆ PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6～1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ（PPH）について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so-ki/pph/index.html>

(2) 特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、我が国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- ◆ 2022年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）ガイドラインについて



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

(3) 特許の付与円滑化に関する協力（CPG）

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- ◆ 2022年3月時点ではカンボジア工業科学技術革新省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力（CPG）について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(4) 日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- ◆ 2020年11月1日から2年間の第3期試行プログラムを実施し、2022年4月現在21件の申請を受理。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

(5) PCT協働調査試行プログラム

一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供する取組。2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間、五庁の各庁は年間50件を各庁の上限として申請を受付。我が国特許庁では、75件の申請を受理。

- ◆ 2020年7月から2023年6月まで、五庁は、各庁が協働したことによる効果について評価を行い、本格実施の可能性について検討。

PCT協働調査試行プログラム



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/pct_kyoudouchousa_shikou.html

(6) 審査官協議・審査実務指導

我が国企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行う取組。

- ◆ 2021年度は、我が国特許庁の審査官計10名がオンラインでの審査官協議に参加。
- ◆ 2021年度は、我が国特許庁の延べ17名の国際研修指導教官が計211名のASEAN諸国の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO／IPR研修等）においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

(7) PCT国際出願の国際調査の管轄

我が国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド及び韓国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として我が国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成している。

- ◆ 2022年6月からは新たにサウジアラビアの管轄を開始。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/cho-sa-shinsa/pct_isa_ipea.html

4

その他の取組

(1) 標準必須特許ライセンス交渉の手引き

標準必須特許のライセンス交渉に関する透明性・予見可能性を高め、特許

権者と実施者との間の交渉を円滑化し、紛争の未然防止及び早期解決を目的として、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を2018年公表。

- ◆2021年度は、裁判例の蓄積、異業種間紛争の表面化等を受け、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂について検討を行う調査研究を実施。有識者検討会での議論を踏まえ、改訂案をとりまとめ。
- ◆2022年度は、当該改訂案について意見募集を実施し、意見を踏まえた上で改訂版を公表。
- ◆標準必須特許に関する国際シンポジウムを2022年5月19日に開催。

(2) 標準必須性に係る判断のための判定

ライセンス交渉の対象となる特許発明が、特定の標準規格に基づく標準必須の特許であるかどうかの判断について、当事者間において争いとなった場合、当事者同士のみで解決することが困難と考えられるところ、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定制度の運用を行っている。

(3) 令和3年度特許出願技術動向調査

特許の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。テーマ別の調査にあたっては、新市場の創出が期待される分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定している。

- ◆2021年度は、「教育分野における情報通信技術の活用」、「手術支援ロボット」、「ウイルス感染症対策」及び「GaNパワーデバイス」の4の技術テーマについて調査を実施。
- ◆各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

(4) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI)

グリーン・トランスフォーメーション (GX) 技術を俯瞰できる特許検索式と紐付けられた技術区分表。企業等に開示が求められている気候変動関連情報をエビデンスベースで説明する際に活用する等、GX技術の特許情報に基づいて分析する際の共通資産になることが期待される。

- ◆2022年6月、GXに関する特許技術を俯瞰する新たな技術区分を作成し、それに紐付けられた特許検索式と合わせて「GXTI」として公表。

標準必須特許ポータルサイト



https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html

Standard Essential Patents Portal Site



https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html

標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き (改訂版)



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/01.pdf

標準必須性に係る判断のための判定に関するQ & A



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/hyojun_qand.pdf

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

第2章 意匠における取組

1 意匠の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う審査。

- ◆ 申請件数は1-5-8図を参照。
- ◆ 2021年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均2.3か月。
- ◆ 実際に模倣品が発生した実施関連の意匠登録出願であって、出願手続に不備のない出願であれば、より一層早期に着手する取組を実施しており、2021年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均0.6か月。

早期審査について



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/so-ki/index.html>

(2) 意匠審査スケジュールの公表

意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール」を公表。

意匠審査スケジュール



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>

2 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「意匠審査に関する品質ポリシー」及び「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の意匠審査の実現に向けて取組を行っている。

- ◆ 品質保証として、審査官同士の協議（管理職との協議も含む。）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- ◆ 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-9図参照。）を実施。
- ◆ 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、品質管理の実施体制・実施状況についての評価及び改善提言を受けた。

意匠審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshu/shinsa/isho/index.html>

(2) 意匠審査基準等に関する取組

産業構造の変化や出願の動向等を考慮して、意匠制度の見直しを行っている。

- ◆ 改正意匠法や改訂意匠審査基準に基づき審査及び登録された意匠の中から、物品等の全体と部分の間の意匠の類否や、新たな保護対象の意匠の出願の参考となるような事例を示した事例集を作成。
 - ・ 2021年8月、「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例」を公表。
 - ・ 2022年1月、「改正意匠法に基づく新たな保護対象(画像・建築物・

物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html>

改正意匠法に基づく新たな保護対象(画像・建築物・内装)の意匠登録事例について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html

内装)の意匠登録事例」を公表。

(3) 先行意匠等の調査のための基盤整備

先行意匠等の調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

- ◆ 2020年度の出願動向を踏まえ、2021年4月、内装分野に関しては四つの分類肢への細分化を行い、2021年6月、衛生マスク及び安眠用眼帯の分野に関しては当該分類の下層に新たに分類肢を追加した。

日本意匠分類（令和3年4月1日施行版）改正のポイント



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/document/nihon_ishou_bunrui_2021_2021_point.pdf

日本意匠分類（令和3年6月1日施行版）改正のポイント



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/document/nihon_ishou_bunrui_2021_06/2021_06_point.pdf

3 その他の取組

(1) 初心者向けガイド「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の発行

- ◆ 意匠制度になじみのない方へ向け、制度の基本やメリット、出願手続の基本に加え、様々なビジネスや創作の実情に合わせた効果的な制度活用法について4コマ漫画を交えて紹介。2022年3月28日発行。

「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の発行について



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnanno_ishoken.html

(2) 令和元年意匠法改正特設サイトを通じた情報発信

2020年7月、令和元年意匠法改正に関する情報を集約した「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設。

- ◆ 2021年度は、2021年4月施行の関連資料や出願動向を含め、随時情報を発信。

令和元年意匠法改正特設サイト



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

(3) 意匠公知資料の公開

意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化し、意匠公知資料として整備している。

これらの内、利用許諾を得た資料については、企業等の先行意匠調査や意匠権調査及び新たなデザイン開発の参考資料として利用されるよう、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/d0100>

第3章 商標における取組

1 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 商標早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く実施する制度。

- ◆ 2021年の実績は、1-5-10図及び1-5-11図を参照。
- ◆ 2021年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均2.1か月。

商標早期審査・早期審理の概要



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

(2) ファストトラック審査

対象案件について、出願から約6か月で最初の審査結果通知を行う審査運用。対象案件は機械的に抽出されるため、申請手続及び手数料は不要。

ファストトラック審査



https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

2 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「商標審査に関する品質ポリシー」及び「商標審査の品質管理に関するマニュアル」の下、商標審査の質の維持・向上を図るための取組を実施。

- ◆ 品質保証の取組として、審査官同士の協議、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- ◆ 品質検証の取組として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-12図参照）を実施。
- ◆ 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、2021年度の品質管理の実施体制・実施状況についての評価を受けた。

商標審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shohyo/index.html>

(2) 商標審査基準等に関する取組

商標審査の的確性と予見性の向上を図るため、商標審査基準等を必要に応じて見直している。

- ◆ 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第30回商標審査基準ワーキンググループを開催して、新しいタイプの商標に関する商標審査基準の点検を実施した。
- ◆ 法改正や社会情勢の変化等に対応して、以下の商標審査便覧の改訂を行った。
 - ・弁理士法改正への対応及び国家資格に関する審査運用の明確化。
 - ・「旧氏併記」に係る審査運用、公的機関の標章の情報提供方法の追加等。

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第30回商標審査基準ワーキンググループ議事要旨



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_wg/30-gijiyoushi.html

商標審査便覧の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/index.html>

- ・特許庁長官による「ぶどう酒」の産地追加（山形、長野、大阪）。

(3) 先行商標調査のための基盤整備

先行商標調査において、商標法に規定する不登録事由（商標法第4条第1項第11号等）に該当する可能性のある商標を漏れなく抽出することは、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

- ◆2019年から試験導入中の、AI技術を利用した先行図形商標検索システム（イメージサーチツール）の検索精度向上のため、2021年11月から2022年1月に、特許庁として初の試みである機械学習コンペティションを開催し、広く一般に予測モデルの開発を募集（「AI×商標：イメージサーチコンペティション」）。上位入賞者の予測モデルは、特許庁のイメージサーチツールに搭載予定。これを商標審査において活用することで、審査の品質の向上を図る。

「AI×商標：イメージサーチコンペティション」の開催



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-image.html

3 その他の取組

(1) 地域団体商標制度

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、2006年4月に設立。「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能。

- ◆2022年3月末時点の登録状況は、1-5-13図及び1-5-14図を参照。

地域団体商標制度



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>

(2) 令和3年度商標出願動向調査

商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。

- ◆各国・地域における全体的な商標出願動向の調査として「商標マクロ調査」を実施。

意匠・商標出願動向調査



https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyou_syoutyohou-houkoku.html#shoutyohou

第4章 審判における取組

1 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、特定の要件を満たす場合、申出により審理を優先的に行う早期審理を実施。

- ◆ 2021年における早期審理の申出件数は特許で187件、意匠で1件、商標で25件。
- ◆ 2021年における早期審理の審理期間は特許で平均4.3か月、意匠で平均6.2か月、商標で平均2.6か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so-ki/v3souki.html>

(2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

- ◆ 令和3年の法改正で、訂正審判等を請求する際に、これまで必要とされていた通常実施権者の承諾を不要とし、令和4年4月1日より施行。法改正の対象（通常実施権者の承諾が不要となる手続）は①訂正審判の請求（特・実）、②特許無効審判又は特許異議の申立ての中で行う訂正の請求（特）、③実用新案権の訂正（実）、④特許権、実用新案権及び意匠権の放棄（特、実、意）。商標の放棄は引き続き承諾が必要。
- ◆ 2021年11月、パンフレットを作成して周知。

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の廃止に関する制度周知リーフレット



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/teisel_shinpan.pdf

2 審理内容の充実に向けた取組

(1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」（オンライン）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行っている。

- ◆ 2021年10月から、審判長の判断により実施。
- ◆ 2021年度は、30件実施（口頭審理全体の65.2%）。

オンライン口頭審理・関係資料



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryu.html

(2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判（無効審判の口頭審理）や、出張面接（審理に関して意思疎通を図るための面接）を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- ◆ 2021年は、5件の巡回審判、1件の出張面接、153件のオンライン面接を実施。

巡回審判



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html

出張面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shu-betu-kyozetu/tihou_mensetsu.html

オンライン面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html

(3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」をオンライン開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

- ◆ 2021年は、特許8事例、意匠2事例、商標2事例の計12事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

審判実務者研究会報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html

3 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 審判部ハイレベル会合・審判専門家会合

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

- ◆ 2021年は以下の会合等を実施（すべてオンライン）。
 - ・五庁審判部ハイレベル会合（2021年6月）。
 - ・欧州連合知的財産庁との意見交換（2021年6月）。
 - ・第7回日中審判専門家会合（2021年9月）。
 - ・第8回日中韓審判専門家会合（2021年11月）。

審判分野における国際交流



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html

(2) 国際知財司法シンポジウム（JSIP）

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

- ◆ 2021年10月20日～22日、オンラインにて開催。

国際知財司法シンポジウム2021



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2021.html>

4 その他の取組

(1) 審決英訳

審判に関する情報の国際発信を充実させるため、法解釈や運用の理解の参考となる審決、異議決定、判定の英訳を人手翻訳により作成し、特許庁ウェブサイトに掲載。

- ◆ 2021年は、124件掲載。

参考審決等の英訳



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-shinketsu-eiyaku.html

(2) 不使用取消審判制度の普及啓発

使用している登録商標を守るためには、不使用取消審判制度の理解と適切な対応が不可欠であることから、ユーザー向け制度周知コンテンツを提供。

- ◆ 2022年3月、必要な証拠のポイントをわかりやすくまとめた動画を提供。

大事な登録商標が取り消されないために（不使用取消審判を請求された方へ）



<https://youtu.be/TZr16blJB1E>

(3) 審判制度ハンドブック

日本の審判制度について分かりやすく解説した「特許庁審判制度ハンドブック」を作成・公表している。

特許庁審判制度ハンドブック



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf

(4) 模擬口頭審理

口頭審理の充実、巡回審判の一層の利用促進、及び、審判制度の普及・啓発を図るため、模擬口頭審理を実施。

- ◆ 2021年は、「模擬口頭審理 in KANSAI」において、模擬口頭審理の実演を大阪で実施。

「模擬口頭審理 in KANSAI」が開催されました



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-fukyu/mogi_kansai_211206.html

第5章 多様なユーザーへの支援・施策

1 スタートアップへの支援

(1) 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

創業期のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣し、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた支援を行っている。

- ◆ 2021年度は、20社を採択し、5ヶ月間の支援を実施。
- ◆ 2022年3月、知財支援プログラムを企画・運営したい方向けに、事例集『IPAS（知財アクセラレーションプログラム）運営の手引き』を発行。

IPAS


<https://ipbase.go.jp/support/startupxp/>

(2) IP BASE

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”にてスタートアップ向け知財情報発信を行っている。具体的には、先輩CEOへのインタビュー記事の掲載や、会員向けの知財専門家の検索・質問機能の提供、勉強会の実施等を実施。

IP BASE


<https://ipbase.go.jp/>

(3) ベンチャー企業対応面接活用早期審査・スーパー早期審査

スタートアップの「実施関連出願」を対象に、特許審査に関するスタートアップ支援策を実施している。

特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策を開始します


<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so-ki/patent-venture-shien.html>

① ベンチャー企業対応面接活用早期審査

一次審査通知前に面接を行うことにより、スタートアップが戦略的に質の高い特許を早期に取得できるもの。

- ◆ 2021年は、29件実施。

② ベンチャー企業対応スーパー早期審査

スーパー早期審査のスピードで対応することにより、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるもの。

- ◆ 2021年は、523件実施。

(4) スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

- ◆ 2021年度の実績は、第5章7. を参照。

中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置について（2019年4月1日以降に審査請求をした場合）


https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html

(5) 日本発知財活用ビジネス化支援（ジェトロ・イノベーション・プログラム：JIP）

JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小企業、スタートアップを対象に、世界有数のスタートアップ・エコシステムを擁する地域で開催される展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から実施している。

◆2021年度は、サンフランシスコ・シリコンバレーを対象地域として実施。

2 中小企業への支援

(1) 第2次地域知財活性化行動計画

2020年7月、知財分野における地域・中小企業支援に関する2019年度までの「地域知財活性化行動計画」を改定し、特許庁、INPITが地方自治体等の関係主体と連携して実施する次期行動計画として、2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定した。本計画に基づき、地域・中小企業の知財活用度を引き上げることで「稼ぐ力」を強化することを目指し、各関係主体が支援取組を進めている。

知財分野における地域・中小企業支援について～「第2次地域知財活性化行動計画」を策定しました～



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudou_keikaku.html

(2) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援

外国での権利化を目指す中小企業に対して外国出願費用を助成。

① 外国出願に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_ga_ikokusyutugan.html

② 中小企業に対する外国出願中間手続支援事業

外国出願支援を受けた中小企業に対して中間手続費用を助成。

② 外国出願における中間手続に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_ga_ikoku_chukan.html

③ 中小企業に対する知的財産侵害対策

- ・模倣品の調査、模倣品業者への対策費用を助成（模倣品対策支援事業）
- ・冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用を助成（防衛型侵害対策事業）
- ・海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用を助成（冒認商標無効・取消係争支援事業）

③ 中小企業等海外侵害対策支援事業



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_ka_igaishingai.html

④ 海外における知財係争対策

海外で現地企業から訴訟を提起された場合等、訴訟にかかる費用を担保する保険制度に加入するための保険料を助成。

④ 海外知財訴訟費用保険に対する補助



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_so_syou_hoken.html

(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて—知財金融促進事業—

金融機関が中小企業の持つ技術力やブランド力等の知的財産を理解し、中小企業の成長に資する経営支援を行っていくために、中小企業の知的財産を踏まえた事業の評価や経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」を金融機関へ提供している。金融機関が知

中小企業の強み・こだわりをもっと知り、成長にむけた提案をしましょう！



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kinyu-ka_tsuyo.html

的財産に着目し、融資の検討や企業とのリレーション強化を促すことを目的としている。

(4) 特許情報分析支援事業

- ◆ 2021年度、INPITでは、中堅・中小・スタートアップ企業等を対象に、「特許情報分析支援事業」を実施。
- ◆ 全4回の公募により当事業が事業戦略・経営判断に有効に活用されると判断され採択された103件に対し、特許情報等の分析結果を提供。
- ◆ 全3回のオンライン形式のセミナーを実施し、特許情報分析結果を事業戦略・経営判断に役立てることの有用性やそのために必要な体制等を解説。延べ650名が参加。

特許情報分析支援事業



https://www.inpit.go.jp/katsuyo/patent_analyses/index.html

(5) 中小企業・スタートアップの知財活用促進に向けたアクションプラン

- ◆ 2021年12月、特許庁・INPITは、中小企業・スタートアップにおける知財活用支援強化のため、中小企業庁と共に「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」を公表。本アクションプランでは、中小企業庁との施策連携強化、中小企業等の支援機関とINPITの組織的連携強化、「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」等の効果的実施、知財活用に意欲的な中小企業に対して知財・経営支援専門家チームによる伴走型支援を行う「加速的支援事業」の創設等の知財総合支援窓口の強化を盛り込んでいる。

中小企業・スタートアップの知財活用促進に向けたアクションプランを策定しました



<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211227002/20211227002.html>

3 大学等への支援

(1) 知財戦略デザイナー派遣事業

大学への知財専門家（知財戦略デザイナー）派遣を通じ、大学における優れた研究成果の発掘、研究者目線での知財戦略策定等を支援。

- ◆ 2021年度は知財戦略デザイナー16名を20大学に派遣。48件の研究成果を中長期の出口（共同研究契約、ライセンス契約、ベンチャー設立）につなげた。

知財戦略デザイナー派遣事業



https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.html

(2) 知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣。

- ◆ 2021年度は、延べ41プロジェクトに派遣。

知的財産プロデューサー派遣事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>

(3) 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進。

◆ 2021年度は、18大学に派遣。

産学連携知的財産アドバイザー派遣事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/uicad/index.html>

(4) 大学の知財活用アクションプラン

◆ 2021年12月、特許庁・INPITは、大学における知財活用支援強化のため、経済産業省産業技術環境局と共に「大学の知財活用アクションプラン」を公表。本アクションプランでは、経済産業省産業技術環境局との施策連携強化、INPITによる「産学連携・スタートアップアドバイザー事業」の創設や、「知財戦略デザイナー派遣事業」の効果的実施、大学発ベンチャーのグローバルな事業展開に資する国際的な権利取得の支援創設に向けた取組等を盛り込んでいる。

知財活用促進に向けたアクションプランを策定しました



<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210001/20211210001.html>

産学連携・スタートアップアドバイザー事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/startup/index.html>

4 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

また、各経済産業局等の管轄地域ごとに地域知的財産戦略本部を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域の先導的な知財の取組を支援する「中小企業知的財産支援事業」を実施している。

先導的な地域による知財の取組を支援します—「中小企業知的財産支援事業」について—



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/sien_jigyo.html

(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及びINPITは、2017年7月に「INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)」をグランフロント大阪 (大阪市北区) に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、知的財産に関する高度・専門的な支援、出張面接・オンライン面接の場の提供、高度検索用端末による産業財産権情報の提供及び地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣等を実施している。

近畿統括本部の支援サービス



<https://www.inpit.go.jp/kinki/>

5 知的財産制度の普及啓発活動

(1) つながる特許庁

特許庁が日本各地を訪問し地域の皆様と直接つながることにより知財を身近に感じていただき、また、地域と全国をつなげることで各地の知財の取組を全国へ発信することを目的として開催。

- ◆ 2021年度は、全国6地域でセミナーイベントを開催。開催地域の知財に関する先進的な取組などを、現地からオンライン配信し、全国の中堅・中小企業等に情報提供。
- ◆ 2021年度の延べ参加者数は、現地参加797名、オンライン参加2,020名。

「つながる特許庁」について



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html>

(2) 知的財産権制度説明会

知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」をINPITの学習ツール「IP ePlat」を活用して、オンライン配信によって実施している。

- ◆ 2021年度は、初心者向け説明会の動画は39,297回、実務者向け説明会の動画は38,785回再生された。

知的財産権制度説明会—知的財産権について学べます—



https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/chizai_setumeikai.html

(3) 産業財産権専門官

各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の知的財産室並びにINPITと連携し、地域未来牽引企業等のポテンシャルの高い中小企業等をターゲットに、知財戦略構築のためのハンズオン支援を実施している他、中小企業、金融機関、地方自治体及び支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じた知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

- ◆ 2021年度は、中小企業等へのハンズオン支援を計256社に対して実施し、地方自治体や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を58件実施。

産業財産権専門官が中小企業の知財活動を応援します



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chiteki-zaisan/index.html>

6 情報提供による支援

(1) 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

J-PlatPatは、特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や経過情報の照会等の機能を有する特許情報提供サービスである。2022年3月末時点、日本や海外で発行された特許等の公報約1億5,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索可能。

- ◆ 2021年度の利用回数は、約1億6,600万回超。
- ◆ 2021年度は、特許庁の公報システムの刷新に対応して、J-PlatPat

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

で検索・照会できる公報情報を日次更新する機能改善を実施。

(2) 特許情報取得API

- ◆ 2022年1月より、特許庁の保有する特許情報の更なる活用を促進するため、希望者に対し、APIを利用した特許情報の試行提供を開始。特許情報取得APIは、日本国内の特許の書誌情報や経過情報、拒絶理由通知書等の書類実体等を提供している。

APIを利用した特許情報の試行提供を開始します



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>

API情報提供サイト



<https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

(3) 外国特許情報サービス (FOPISE)

FOPISEは、J-PlatPatでは照会できないASEAN等の新興国を中心とした海外の特許情報が閲覧できる検索・照会サービスである。日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。

FOPISE



<https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/>

(4) 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

意匠に係る権利調査の負担の軽減のためのサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)」を2015年10月1日より提供している。

利用者がイメージファイルを入力するだけで、意匠登録になった画像のデザインを調査できるツールで、イメージマッチング技術を用いて、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、画像の調査をする際の効率を高めることができる。また、専門的な知識を有する者は、日本意匠分類などによる絞り込みを行うこともできる。

Graphic Image Park



<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

(5) 特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを提供するなど、内容を充実させている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

特許検索ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>

(6) 新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンクは、各国及び地域の知的財産制度に加え、ライセンス実務、模倣品・訴訟対策、誤訳によるトラブル事例等に関する情報も掲載している情報発信ウェブサイトである。本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

新興国等知財情報データバンク



https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/titeki_databank.html

- ◆ 2022年3月末時点で、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米

等について約3,000件の記事を掲載。

(7) 特許戦略ポータルサイト

特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっており、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している。

◆ 2022年3月末時点で、「自己分析用データ」の利用企業は約1,500社。

特許戦略ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyo/senryaku/index.html>

(8) 開放特許情報データベース

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、「開放特許情報データベース」において開放特許の情報を提供。

◆ 2022年3月末時点で、登録件数は24,472件（うち企業：3,796件、大学・TLO：8,273件、公的研究機関等：11,410件）。

開放特許情報データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/>

(9) リサーチツール特許データベース

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供。

◆ 2022年3月末時点で、登録件数は291件（うち企業：9件、大学・TLO：167件、公的研究機関等：114件）。

リサーチツール特許データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/research/home>

7 料金面等における支援

(1) 個人・中小企業・大学等を対象とした特許料・審査請求料の減免措置

個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の減免措置を講じている。

- ◆ 資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。
 - ・ 特許料（第1年分から第3年分）の減免：723件
 - ・ 審査請求料の減免：1,255件
- ◆ 中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。
 - ・ 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：17,938件
 - ・ 審査請求料の軽減：26,389件
- ◆ 中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・審査請求料

2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について



<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

の3分の2軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。

- ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：7,912件
- ・審査請求料の軽減：9,888件
- ◆大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。
 - ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：6,668件
 - ・審査請求料の軽減：8,177件

(2) 中小企業・大学等を対象としたPCT国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁が受理したPCT国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を講じている。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、WIPOに対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も講じている。

- ◆中小企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり（2022年6月10日時点での暫定値）。
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減：2,281件
 - ・予備審査手数料の軽減：122件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：2,035件
- ◆中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり（2022年6月10日時点での暫定値）。
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減：1,930件
 - ・予備審査手数料の軽減：95件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,670件
- ◆大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり（2022年6月10日時点での暫定値）。
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減：2,049件
 - ・予備審査手数料の軽減：162件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,894件

国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

国際出願促進交付金の交付申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

8 相談業務による支援

(1) 知財総合支援窓口

INPITは、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域密着型の支援窓口として、「知財総合支援窓口」を47都道府県に設置。

知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

◆ 2021年度の相談件数は、123,345件。

(2) 産業財産権相談窓口

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、INPITにおいて無料で受け付けている。相談については、窓口、電話、メール、文書（手紙、ファックス）及びオンラインにて行うことができる（付録3 12. 参照）。

◆ 2021年度の相談件数は、28,591件。

(3) 知的財産相談・支援ポータルサイト

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に問合せをすることもできる。

◆ 2021年度のFAQ閲覧利用件数（産業財産権）は、416,394件。

(4) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願ソフトの具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている（付録3 12. 参照）。

◆ 2021年度の相談件数は、10,214件。

(5) 営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、全国の知財総合支援窓口と連携し、権利化／秘匿化の知財戦略や営業秘密レベルの企業情報の管理手法等に関する個別相談やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する専門人材が対応。

◆ 2021年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では553件、関西知財戦略支援専門窓口では247件の相談対応を実施。

◆ 2021年度は、営業秘密管理のPR動画を3本作成し順次公開。

産業財産権相談窓口について



https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

知的財産相談・支援ポータルサイト



<https://faq.inpit.go.jp/>

電子出願ソフトサポートサイト



<http://www.pcinfo.go.jp/go.jp/site/>

営業秘密・知財戦略相談窓口



<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>

関西知財戦略支援専門窓口



https://www.inpit.go.jp/ki/ki/senmon_madoguchi/index.html

(6) 海外展開に関する相談

INPITの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、海外駐在、又は知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、及び海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な相談に無料で対応している。

- ◆ 2021年度は、海外展開知財支援窓口では469件、関西知財戦略支援専門窓口では294件の相談対応を実施。
- ◆ 海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、他の企業支援機関が主催するセミナー等において専門人材が60回の講演活動を実施。

海外展開知財支援窓口



<https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/>

関西知財戦略支援専門窓口



https://www.inpit.go.jp/kinaki/senmon_madoguchi/index.html

(7) 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産省との相互協力により、各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携を図り、知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談体制を整備。

さらに、知財総合支援窓口の相談担当者研修での農林水産省からGIと種苗登録制度にかかる講義や、農林水産省主催の知的財産研修にINPITから商標・ブランディングに関する講義を実施するなど、相談及び連携体制の一層の強化・促進を図っている。

知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

9 海外出願人への支援

(1) 特許庁サイトでの発信

海外出願人が特許庁に出願するメリットを知ってもらうため、特許庁ホームページ英語サイトにて施策等の発信を行った。

- ◆ 2021年度は、The JPO Key Featuresを更新し、特許だけでなく、意匠、商標、審判に関する取組も掲載。
- ◆ 2021年度は、The JPO Quick Readsとして、海外出願人にとって特に有益と思われる、海外アタッシュの紹介や特許、意匠に関する施策など、49回の定期的な発信を行った。

The JPO Key Features



<https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html>

The JPO Quick Reads



<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

(2) 意見交換・イベント等での発信

海外出願人との意見交換やイベント等を通じて施策等の発信を行った。

- ◆ 2021年度は、海外企業との意見交換を25件実施し、特許庁の審査や施策を発信。
- ◆ 2021年度は、18の国際会議やイベント等において、海外出願人にとって有益な施策を発信。

The JPO invites companies and organizations to participate in our opinion exchange! —Let us know your questions, comments, suggestions, and concerns on Intellectual property (IP)—



<https://www.jpo.go.jp/e/support/general/opinion-exchange.html>

10 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

(1) 2021年度の意見交換会の実績

今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。

- ◆ 2021年度は、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ220件程度実施。

意見交換を希望する企業等を募集します！～皆さまのご意見・ご要望・お悩みをお聞かせください！～



https://www.jpo.go.jp/support/general/gyousei_service/opinion-exchange.html

第6章 人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成

(1) 知財教材の普及

知財人材を育成するための知財教材を作成し、特許庁・INPITウェブサイトにて提供するなど、普及に取り組んでいる。

- ◆ 2021年度は、高等学校の授業等で活用可能な教材コンテンツ集「SDGsと価値創造～探究の入口～（授業で使える知財創造教育コンテンツ）」、実際の企業の経営と知財にまつわる取組をベースとした17の事例を用いた、知って得する知財経営マネジメント・ケーススタディ教材を作成。

知財の教材・参考書



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

知財マネジメント人材育成教材の提供



https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html

(2) 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、「明日の産業人材」である専門高校及び高等専門学校生徒・学生等を対象に、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援。

- ◆ 2021年度は、34校を支援校の対象として採択。

知財力開発校支援事業



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/20191001.html>

(3) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰（特許庁、INPIT、文部科学省、日本弁理士会共催、WIPO後援）。表彰された生徒、学生等に対して、応募作品について出願から権利取得まで支援。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト



<https://www.inpit.go.jp/patecon/>

(4) 弁理士の育成

弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施、弁理士に対する懲戒処分の実施及び日本弁理士会と連携した研修の充実を通じて、弁理士の質の維持・向上を図っている。

- ◆ 2021年末時点の弁理士数は11,696人、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数は3,428人。
- ◆ 産業構造審議会知的財産分科会第19回弁理士制度小委員会において、中小企業や農林水産事業者等による知財の適正な保護・利用を促進するため、弁理士の能力強化や弁理士へのアクセス性向上等に関する提言を受けた。

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san_gyo-kouzou/shousai/ben_rishi_shoi/index.html

(5) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をより充実させることを目的に、既存のeラーニングをリニューアル

IP ePlat



<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

し、「IP ePlat」として2020年4月1日にサービスを開始した。

- ◆2021年度は、IP ePlatにて知的財産権制度説明会（初心者向け及び実務者向け）のオンライン配信を実施。

(6) 調査業務実施者の育成

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請負う登録調査機関で調査を行う調査業務実施者になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。精度の高い調査を行う調査業務実施者の育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するため極めて重要であり、本研修は、特許・検索実務に関する基本的知識の体系的な学習の他、実習や検索報告書作成を通じて、調査業務実施者に必要な基礎的能力の修得を目指している。

- ◆2021年度実績 延べ受講者数：227名

(7) 海外の知的財産人材育成機関等との連携

INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力を行っている。特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築している。

- ◆2021年度は、日中韓および日中人材協力会合をCIPTC主催によりオンライン形式で開催したが、それ以外の定期会合や知的財産人材育成研修の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け2022年度に延期となった。

調査業務実施者育成研修（法定研修）



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/searcher/index.html>

知財人材育成機関等との連携



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/suishin/index.html>

2 知財功労賞

毎年、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っており、両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

- ◆2022年度は、経済産業大臣表彰として個人1名と企業等7者、また、特許庁長官表彰として個人4名と企業等14者を表彰した。

令和4年度「知財功労賞」について



https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2022_tizai_kourou.html

第7章 特許庁における業務改善の取組

1 ミッション・ビジョン・バリューズ (MVV)

MVVの更新

- ◆急速にそして大きく変化する社会情勢や知的財産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した知財行政を行っていくため、2021年6月にMVVを更新。

ミッション・ビジョン・バリューズ



https://www.jpo.go.jp/introduction/tokkyo_mv.html

2 デザイン経営

デザイン経営プロジェクト

2017年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた『「デザイン経営」宣言』において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、2018年8月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置するとともに複数の「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践。

特許庁デザイン経営プロジェクト



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/index.html

①I-OPENプロジェクト

豊かな社会を願い、想いと創造力から生まれる知的財産をいかして、未来を切り開く情熱を有する人（I-OPENER）を支援するプロジェクト。本プロジェクトの成果を、2025年の大阪・関西万博で発信することを目指す。

I-OPENプロジェクト



<http://www.i-open.go.jp>

- ◆2021年度は、弁理士等の知財の専門家とアイデアを社会実装する技術や知識を有する専門家などをマッチングし、ハンズオンで支援。次代のI-OPENERを生み出すエコシステムの実現に向け、繋がり構築。

②中小企業のデザイン経営支援

- ◆デザイン経営と知的財産活動の好循環の創出を目指し、中小企業のデザイン経営支援における現状の課題や2021年に公表した「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック」を踏まえ、デザイン経営と知的財産活動の関係性に関する仮説の構築、自治体・支援機関との連携の検討、デザイン経営の実践支援ツールの試作、中小企業庁との連携（中小企業白書へのデザイン経営に関する分析の掲載支援）等を実施。

中小企業のためのデザイン経営ハンドブック



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho.html

2022年版「中小企業白書」第2部第2章：企業の成長を促す経営力と組織（p. 86-93）



https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap2_web.pdf

③デザイン経営推進

職員へのデザイン思考の浸透を図り、職員によるデザイン経営の実践を推進するとともに、これらにより得た知見を庁外に向けて情報発信することで社会全体のデザイン経営の推進を支援。

特許庁はデザイン経営を推進しています



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html

3 特許庁の情報システムにおける取組

(1) 特許庁のシステム開発

庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上に向けて、電子出願システムをはじめ、様々な業務に情報システムを導入してきた。今後も、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（2020年3月改定）に基づいてシステム構造の抜本的見直し等のシステム開発を行っていく。

- ◆ 2021年には、特許・実用新案で98.6%、意匠で93.4%、商標で84.1%の電子出願率を達成。
- ◆ 2021年4月、改正意匠法の運用に向けたシステム対応を完了。
- ◆ 2022年1月、公報システムを刷新し、公報発行の迅速化を達成。

「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

(2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（以下、アクション・プラン）」に基づき、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性に関して検証を進めている。

- ◆ 2021年度は、2020年度の検討結果を踏まえ、アクション・プランを改定。
- ◆ 改定後のアクション・プランに沿って、特許、商標及び意匠の計7つの業務についてAI技術の導入を推進。

特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和3年度改定版について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2021.html

第8章 グローバルな知的財産環境の整備に向けた取組

1 多国間、二国会合における取組

(1)五庁 (IP5) 会合

五庁会合は、日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。五庁は、2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- ◆2021年6月、第14回五庁長官会合を日本国特許庁がオンラインで主催。新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップ（NET/AIロードマップ）に合意。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

(2)意匠五庁 (ID5) 会合

意匠五庁 (ID5) 会合は、日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力の取組を行っている。

- ◆2021年11月、第7回ID5年次会合を中国ホストによりオンラインで開催。既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択、2年ぶりとなるユーザーセッションの開催等を実施した。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3)商標五庁 (TM5) 会合

商標五庁 (TM5) 会合は、日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催している。

- ◆2021年11月、第10回TM5年次会合を中国ホストによりオンラインで開催。既存の16の協力プロジェクト及び2つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進捗状況及び今後の進め方に関する議論を行ったほか、ユーザーセッションを開催した。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

(4)日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行っている。

- ◆ 2021年8月、第11回日ASEAN特許庁長官会合をオンラインで開催。2021年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）からAI関連発明の特許審査運用に関する調査結果を報告。

(5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- ◆ 2021年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれもオンラインで開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/2021120601.html>

(6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- ◆ 2021年11月に三極特許庁長官ユーザー会合を、同年12月に第39回三極特許庁長官会合を、いずれも我が国特許庁がオンラインで主催。今次長官会合では、長官ユーザー会合での議論を踏まえ、各庁の事務面でのデジタル化促進や知財と環境問題に関する具体的な取組等について、引き続き三極特許庁間で協力していくことに合意。

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

(7) 三極知財・環境問題シンポジウム

- ◆ 我が国特許庁は、第39回三極長官会合での合意に基づき、2022年3月、欧州特許庁及び米国特許商標庁との共催で、環境問題に関する具体的な取組として「三極知財・環境問題シンポジウム」をオンラインで主催。三極特許庁共催で環境問題に関するシンポジウムが開催されるのは初の試み。
- ◆ カーボンニュートラル社会の実現に向け、特許制度を戦略的に活用してカーボンニュートラル技術を開発・普及した企業によるプレゼンテーションや、産業界及び三極特許庁によるパネルディスカッションを実施。

三極知財・環境問題シンポジウムの結果について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/symposium-20220317.html>

2 国際フォーラムにおける取組

(1) 世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。

- ◆ 2020年2月、特許庁は、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的とした取組であるWIPO GREENにパートナーとして参加。2021年度も引き続き、WIPO本部、WIPO日本事務所 (WJO)、日本のパートナーとも協力し、本取組の積極的な支援、環境技術の普及を継続的に実施。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

(2) 特許制度調和に関する先進国会合 (B+会合)

46か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外 (グレースペリオド)、衝突出願 (未公開先願)、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施している。

- ◆ 2021年10月、B+全体会合を日本国特許庁がオンラインで主催。日米欧三極ユーザー団体 (IT3) による制度調和パッケージの閲覧制限が解除されたことを受け、ユーザーとのコンサルテーションの実施を決定。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3) 世界貿易機関 (WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準 (ミニマム・スタンダード) として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等が行われている。

- ◆ 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案について精力的に議論が行われており、2022年3月現在、我が国も継続的に議論に参画。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

(4) APECにおける知的財産権専門家会合 (IPEG)

IPEGは、アジア太平洋地域の21か国・地域 (エコノミー) をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループである。

- ◆ 2021年8月の第53回会合では、参加エコノミーから知的財産権制

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

度に関する最新情報を収集。

- ◆2022年2月の第54回会合では、漫画審査基準～AI・IoT編～の公表やグレースピリオドに関する調査研究といった日本の取組を紹介。

(5) G7参加国の知的財産庁による初の共同声明

- ◆2021年のG7議長国であった英国の呼びかけにより、2021年11月、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をオンラインで開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。
- ◆本会談では、知財と公衆衛生、知財と人工知能を含む将来の技術、知財エンフォースメントのベストプラクティス、WIPOにおけるG7知財庁協力等、に関する取組に対してG7知財庁間で認識を共有し、共同声明を採択。

G7知財庁長官級会談にてパンデミック後の経済回復を支援する共同声明が採択されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202111/2021112201.html>

3 途上国等に対する取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」（FIT Japan IP Global）を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施している。

- ◆1987年の創設以来35年間で、総額約9,000万スイスフランを拠出し、100か国以上に支援を行ってきた。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣している。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有している。

- ◆2021年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施している。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年度以降は主にオンラインで実施している。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、

途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献している。

④途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- ◆ 2021年度は、アフリカ知的財産機関、ザンビア、スリランカ、タイ、マラウィにおける紙書類の電子化プロジェクトやエスワティニ、ケニア、ジンバブエにおけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- ◆ 2021年11月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的としたオンライン研修を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援している。

- ◆ 2021年3月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。
- ◆ 2021年5月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

(2)産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした途上国を対象に、知的財産に関する知識向上のための事業を実施している。

- ◆ 1996年に事業を開始し2022年3月までの26年間で100か国5地域、7,377名の研修生が研修を修了。

産業財産権人材育成協力事業



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/index.html>

(3)途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- ◆ 2021年度は、18の研修コースをオンラインにより実施し、57か国・機関から官民合わせて335名の研修生が研修プログラムを修了。

2021年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2021.html>

(4)フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、我が国で研修を受けた者に

対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- ◆ 2021年度は、フィリピン・タイ向けのフォローアップセミナーをオンラインにより開催し、研修修了生をはじめとした283名が参加。

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

4 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受け付けている。

- ◆ 2021年の相談・情報提供の受付件数は1,508件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2021年は619件。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出口系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、各地でセミナーも開催している。

諸外国の被害実態・制度運用等調査（官民合同ミッション等支援事業）



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

2003年より国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、消費者意識の向上に取り組んでいる。

- ◆ 2021年度は、都内の高校4校を対象に、知的財産権侵害防止教育のモデル授業などを実施。

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/2020/index.html>

5 グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換（特許、実用新案及び意匠）

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPOの「デジタルアクセスサービス（DAS）」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本国特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- ◆ 2022年1月、台湾智慧財産局との二庁間PDXを利用した優先権書類の電子的交換の対象を意匠登録出願にも拡大。

優先権書類の提出省略について
(優先権書類の特許庁間における
電子的交換について)



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供している。

- ◆ 2021年には、トルコがWIPO-CASEの運用を開始。2022年4月現在、五庁に加えて33の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有
に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyuu.html

各国特許出願・審査情報の一般
ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

6 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、2020年11月15日に署名され、2022年1月1日に発効した。本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約30%、我が国の貿易総額のうち約50%を占める地域の経済連携協定で、本協定の知的財産章においては、知的財産権の取得や行使などに関し、TRIPS協定を上回る保護等を規定している。

地域的な包括的経済連携
（RCEP）協定における産業財
産権分野の概要



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/rcep.html>

(2) 交渉中のEPA

我が国は、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を行っている。これらのうち日中韓FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約20%、アジアの約70%を占める。今後、RCEPを上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。